

～海老名市国民健康保険 第三者行為による傷病届について～

第三者または自己の過失により負傷し、保険診療を受けようとする場合は以下の書類が手続きに必要なになります。

1 第三者行為による傷病届

・・・ 第三者行為による傷病であることを被害者側(国保被保険者)より届け出される書類です。

2 事故発生状況報告書

・・・ 事故状況を報告していただく書類です。加害者側(相手方)保険会社との過失交渉の際に重要な資料になります。

3 同意書

・・・ 被害者側(国保被保険者)が、保険者の持つ損害賠償請求権について理解していただくとともに、損害保険会社等への請求時に個人情報を使用することを承諾していただく書類です。

4 誓約書

・・・ 加害者側(相手方)が、保険者の持つ損害賠償請求権について理解していただくとともに、賠償することを誓約していただく書類です。

5 交通事故証明書

・・・ 交通事故の発生を証明する書類です。自動車安全運転センターで発行されます。交通事故証明書が入手できない場合は、交通事故証明書入手不能理由書が必要になります。証明書が物件事故扱いまたは無届けの場合、人身事故扱いでも被保険者の氏名が記載されていない場合は、人身事故証明書入手不能理由書が必要となります。

6 その他

・・・ 示談が成立している場合は、示談書の写し等が必要です。

以上の書類を提出しない場合、全額自費診療となりますのでご注意ください。

第三者により被害を被った場合は、国民健康保険は被害者の負担軽減のため医療費を仮負担します。

その後、過失割合に応じて加害者に損害賠償請求を行い、加害者からその過失分を支払っていただきます。

そのため、念書にも記載がありますが、示談をされる際は必ず前もってその内容を申し出てください。

【問い合わせ】

海老名市 国保医療課 国保年金係
電話 046-235-4594 (直通)